

## 杉戸町記者発表資料

- 平成30年6月21日（木）
- 担当課名 総務課
- 担当者 門脇・植原・小倉
- 電話番号 0480-33-1111（内線212）

## 今年もやります、夏の朝型勤務（全職員対象）！！ ～杉戸町は、『ゆう活（夏の生活スタイル変革）』を推進します～

杉戸町は、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を目的に、下記のとおり「朝型勤務」の促進と、「定時退庁」の徹底を行います。

杉戸町では、職員の健康保持はもちろん、業務環境や家庭環境の充実による仕事と私生活の両立が、町行政全体の「質」の向上と町民サービスの向上につながるものと考えています。そこで、職務上の責任を果たす一方で、子育てや介護など家庭のための時間や、地域活動、自己啓発等の時間を充実させるため、日照時間が長い夏季（7月から8月）に「朝型勤務」の促進と「定時退庁」の徹底を行うこととしました。

記

### ■実施概要

#### □目的

ワーク・ライフ・バランスの推進

#### □背景

- ①杉戸町では、平成27年度から本取組を実施しています。導入前（平成26年度）の同時期（7・8月）と、実施3年目である昨年度（平成29年度）の全職員の時間外勤務時間数の合計を比較すると、実に約30%の削減効果が得られました。（選挙事務従事に係る時間外勤務時間数を除く。）
- ②国（総務省）は、ワーク・ライフ・バランスの実現や長時間労働の抑制を目的とした『ゆう活（夏の生活スタイル変革）※』の積極的な取組みを、地方自治体及び民間企業等へ要請しています。

#### ※『ゆう活（夏の生活スタイル変革）』

勤務終了時刻が早まることで生まれる夕方時間で、生活を豊かにしていくという考え方（キャッチフレーズ）。今まで勤務時間に充てられていた“夕”方の時間に“悠々”とした自分の時間が生まれることにより一層生活を豊かにしていく。

#### □実施期間・対象

実施期間	平成30年7月1日（日）から8月31日（金）
対象	全職員 ※実施困難な場合は除く。

（例）育児・介護等の理由により朝型勤務が難しい場合  
定時退庁により明らかに住民サービスの低下を招く場合  
選挙期間中の選挙事務従事職員等

□実施内容

朝方勤務

時間外勤務の必要がある場合は、朝型勤務（早朝6時30分～8時30分の時間外勤務を行うもの）とします。

※正規の勤務時間（8時30分から17時15分）は変更しません。

定時退庁

原則、定時退庁とします。

※やむを得ず17時15分以降に時間外勤務をする場合でも、最長19時15分までとします。

ノー残業デイ

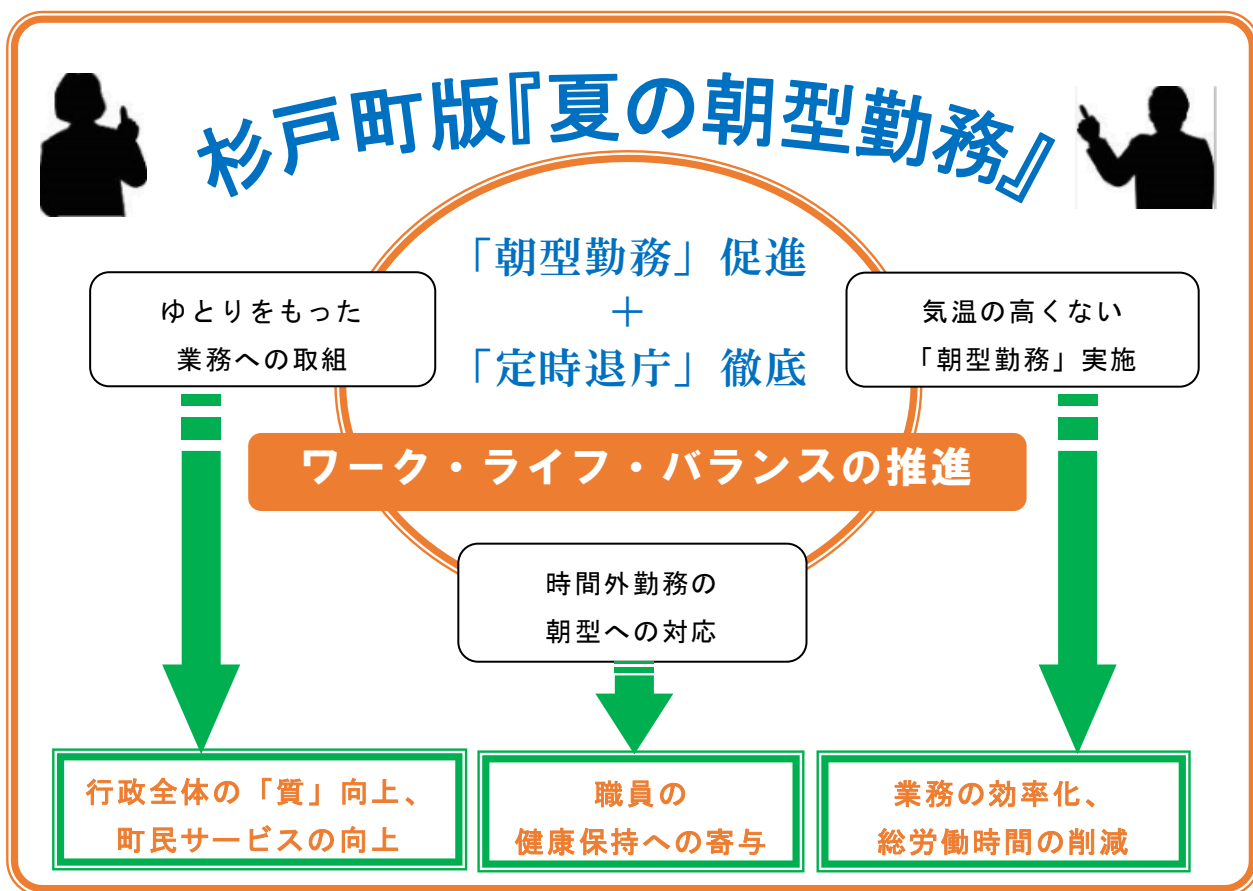
水曜日は、ノー残業デイとします。



□効果（イメージ）

ワーク・ライフ・バランス推進のための、「朝型勤務」促進＋「定時退庁」徹底

- ① ゆとりをもった業務への取組 ⇒ 行政全体の「質」向上、町民サービスの向上
- ② 気温が高くない「朝型勤務」実施 ⇒ 職員の健康保持への寄与
- ③ 時間外勤務の朝型への対応 ⇒ 業務の効率化と、総労働時間の削減



■古谷町長コメント

夏季期間中に朝型勤務を実施することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、職員一人一人の意識改革と組織全体の業務改善を行う契機として、町民サービスの向上に引き続き取り組んでまいります。

また、役場が率先して実施することにより、町内の各民間企業に対しましても、夏の生活スタイル変革の取組が浸透するきっかけとなっただけであればと考えております。